

こんなことがあったら…



がんと
診断された…

治療費って
どれくらい
かかるんだろう？

医療費・自己負担額の例
(胃がんで26日間入院したケース)

医療費の自己負担額 335,566円
差額ベッド代他 268,500円
合計 約60.4万円

※70歳未満、月収53～79万円の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
「医療保障ガイド 2016年版」



日本の総人口約1億2,700万人のうち、「悪性新生物」の総患者数は、約163万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	18.5	12.4	6.2
結腸および直腸	26.1	15.0	11.1
肝および肝内胆管	4.7	3.0	1.6
気管、気管支および肺	14.6	9.0	5.7
乳房	20.8	0.1	20.6

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男と女の合計が総数に合わない場合がある。

【出典】厚生労働省「平成26年 患者調査」

一生のうち、おおよそ2人に1人ががんと診断されると言われています。

こんな時は
おまかせください！

初期のがんでも、再発・転移しても…
がんと闘う資金のご準備として



<がん診断保険金>

がんと診断確定*されたとき
入院の有無にかかわらず、
保険金(一時金)をお支払いします。

*がんの診断確定は、病理組織学的所見により、
医師等によって診断されることを要します。

！ 新規ご加入の場合、加入者保険期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

※保険金をお支払いする主な場合については、下記「補償の概要等」をご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等【がん補償】

保険期間：1年

2/2

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がんが診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

[ご注意]この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にかんがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんが診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。